

椎葉村焼畑検地帳の歴史地理学的研究—(その一)—

三 浦 保 寿

一、椎葉村焼畑検地帳の発見—資料入手の経緯

椎葉村焼畑検地帳は、正しくいえばその表紙に記された「日向国臼杵郡椎葉山焼畑見取場検地帳」である。この論文では以下省略して焼畑検地帳と記す。

筆者がはじめてこれを見出したのは、昭和三十八年（一九六三）九月十三日人吉市内の一紙商宅においてであった。当時巷間の風評によると、同紙商は和紙漉きを業としていた関係で、相良家（元人吉藩主家）払い下げの反古類を荷馬車数台分購入し、すでにその相当量を漉き返しの原料に消費していたが、たまたまこの反古類は実は相良家近世文書の一部であるらしいという識者の注意をひき出したので、同氏も紙漉きの原料にするのを止めて残りを大切に保存されたのだと伝えていた。筆者が前記の年月に同家を探訪して、所蔵された長持ちの自身を披見中に、他の椎葉関係文書類数篇と共にその奥底から見出したもので、それらはどれも前述の事情で辛うじて消滅の難を免れて現代に生き残った資料である。さて筆者探訪のときは、所蔵者がすでに門外不出の扱いをしていたので、初顔の筆者は借用

帯出を頼む勇氣が出なかった。やむなく後日改めて披見を願う旨を口約して辞去したが、可能な限り早期に再訪すべく決意し、同年十月五日それを実現した。このたびは予め用意した接写装置でフィルムに収めようと企図した。それで了解を得て第一日目に撮ったのが目的を達成しているかどうかを確かめるために、その夜のうちに市内の写真屋で現像した。ところが検地帳は美濃村大のため天地（上下）がともに少しずつ入っていないことが判明した。そこで翌朝はこのフィルムを持参して同家を訪ね、事の次第を話しているうち、所蔵者の方から氣の毒に思われたのであろうか、貸し出し許可の特別扱いを頂いた。概要上記の経緯の後に、学内視聴覚教室の装置と係り教官の労を煩わせ、やっと出来上がったのがこの椎葉村焼畑検地帳四冊の写である。以上は筆者がこの資料を入手した経緯の概要で、学術論文としては冗語を費した嫌いがある。しかし筆者は管見にして、これまでに土佐長宗我部の「切畑地検帳」^①と伊那谷南山郷の「切山切畑改帳」^②の存在しか見聞したことがなく、この種の資料は多くを望めないように考えるので、「椎葉山焼畑検地帳」も学界に特殊な一資料を加えうるものであろうと期待して、あえてその出所と入手経路を記した次第である。

① 横川末吉「高知県の焼畑耕作」人文地理七卷一号（一九五五）

② 千葉徳爾「山村の問題」地方史研究三三三号（一九五八）

二、焼畑検地帳の成立整備の経過

さて椎葉山中に焼畑検地帳が備えられたのは文政十一年（一八二八）八月で、事態がそうなるまでに約二百年の才月と数度の変遷を経ている。その変遷の内容は、江戸時代の初期・中期を通じて、椎葉山中が当時に占めた社会経済

的な性格の考察に、好個の手がかりを提供しているので、以下に順を追うて記述しよう。

(1) 元和五年(一六一九)

將軍秀忠から相良左兵衛尉長毎(佐ナガツネ)に対して、椎葉山之者退治を仰せつけた^①。このとき上使として阿部四郎五郎正之と大久保四郎左衛門忠成が下向し、その検視役をつとめている。椎葉山は古来より無年貢地で^②、近世初頭には十三人の頭目が山中を分割支配^③していた。太閤秀吉時代に入って鷹匠の落合新八郎^④という者が鷹の巢見立のためこの地に遣わされた。当時の十三人頭目の一人に奈須弾正という人物がいた。彼は新八郎に取り入り、仲間の十二人衆をうまく利用して新八郎の厚遇につとめ、その代償に山中所領安堵の太閤御朱印獲得に新八郎が尽力してくれるよう希望した。そして御朱印は奈須弾正・奈須左近・奈須紀伊の三人だけに与えらるよう依頼して容れられた。そこで椎葉山中の勢力の実権は弾正を頂点とする上記三人に帰属することになった。それで心おごった弾正は無理非道の所行が多くなり、山中住民のうらみが彼の子の代になって爆発した。即ち子の久太郎が山中のものに打ち果される事件^⑤が occurred。すると一味三人組の一人左近太夫の伴の主膳は久太郎の妹婿でもあって、江戸に上り訴え出たのである。そんないきさつがあつて「椎葉山之者退治」の命令は出された。その結果は幾つかの資料^⑥が多少食いちがつて伝えている。しかし要約すると、山中のA級頭目十二名は江戸に召し寄せ吟味を加えた上で全員御成敗、残ったB級頭目十余名は人吉に召し寄せて同じく御成敗、その上で上使阿部四郎五郎・大久保四郎左衛門の兩人山中に到達、そこでもた山中の面々誅戮に会うもの百数十名〜二百余人。その中には情勢を悲観して自ら生命を絶った女子も二十名が含まれている。

以上の記述は、江戸幕府の初期にはまだ椎葉山中は幕府支配の圏外にあつて山中土豪の手に支配権が握られていた

こと、そしてその支配権力の内部に勢力争いがおこると、それが幕府権力の山中に浸透する導火線となったこと、さらに山中の支配交替が有無をいわせない強烈な実力行使によって行なわれ（多数の首刎ね）、その結果どぎもを抜かれた残りの住民に対して爾後の山中支配組織は、全く幕府の意のままに動かせるものに変化したことなどを理解するのに役立つものであろう。この基本的な社会組織の変質が大前提となつて、あとで無年貢地から年貢地へ変転する可能性が賦与されたとみることができらるであらう。

(2) 明暦二年（一六五六）

将軍家綱より「相良彦岐守頼寛公に椎葉山中支配被仰付之御奉書被下」^⑥。前項で理解したように椎葉山中支配の実権奪取に成功した幕府も、当時の幕藩体制の中で、この椎葉を直轄地として代官支配に組み入れるには、椎葉は余りに辺鄙で地勢的な不便さと経済的貧困性を持っていた。元和五年（一六一九）からすでに四〇年近く経つのに、椎葉は依然として無年貢地である。支配権は手中に収めても、幕府に対する経済的貢献は鷹の巢山を除けば殆んど何の実利もない。そこで名目と実利に乏しい現実とを併せ考えられた賢明な方策が、椎葉を相良藩に支配させる方式として見出された。この支配地というのは、幕府側からいえば預け地であり名目はあくまで幕府領である。しかし直接の行政権は相良藩が執行する。椎葉をめぐる四囲の諸藩のうちから、何故相良藩がその任に選ばれたかについては、その地勢的な関係が重大な要素をなしたものと考えられる。椎葉村史に引用された「かの椎葉山といへるは、四面みな峻岳重嶺絶峻にして、樵夫杣もたやすく分入事を得ず。相良左兵衛佐長毎が領地球麻郡より一徑を通ずるのみにして、其外更に道なし。」^⑦という徳川実紀の記述がよくそれを語っている。だからこそ元和五年の椎葉山退治も幕府はこれを相良藩に命じたものと解される。兎に角これ以後、相良家では藩主の代替り毎に将軍から所領安堵の朱印状が渡さ

れる際には、「如先規御支配成候様」^⑨御奉書が出され、相良家でも継目の節は椎葉山支配之儀を老中に伺いを立て、「如前々御支配候様」^⑩との書付が下渡されることになっていた。しかし椎葉支配を託されて快諾していたのは、相良二十一代耆岐守頼寛から二十二代遠江守頼喬を経て二十三代志摩守頼福までであつて、二十四代近江守長興になると正徳三年(一七一三)正月、早くも椎葉山支配御免の内意^⑪をもらしている。その理由として長興が挙げたことを要約すると、(一)人吉城下より手遠の場所である、(二)国がちがう、(三)山中之者共はわきまえがなくて偏屈者である、(四)自分はまだ若年で米良椎葉両山の支配までは届き兼ねる、ということであつた。しかし幕府は「先規之通可有支配候」^⑫で押し切つている。鷹巢山を守る対幕府関係の任務と山中住民の統治が時には飢餓救済のための食糧貸与^⑬などにも及び、その後始末もわきまへの乏しい住民相手に困惑が多く、椎葉支配は相良にとつて仲々わずらわしかつたことが推測される。

(3) 延享三年(一七四六)御年貢運上新設

「椎葉山中ハ、従先規無年貢地ニ而御座候処延享三丙寅年御年貢運上之儀御勘定所々被仰渡候」^⑭とある。これは椎葉山中にとつてはもちろんのこと、相良藩にとつても大変なことであつた。藩ではこの決定(六月)が伝えられたのは七月で、特使として井手源駄左衛門と西善右衛門の兩名を派遣して、椎葉山中の現地調査と住民への伝達を行なさせた。しかし夏から秋にかけては「毒虫多く山中江罷越候儀難叶」^⑮で彼等兩名の椎葉入りは九月初旬からであつた。井手・西両人の現地調査報告の骨子となる現地状況把握は、『(1)深山險阻の地形、(2)巖屈の地面(土壌)、(3)夏は草木茂り毒虫多く冬は雪深く近所同士の交通も困難、(4)生活万般不自由な所柄、(5)住民は肌薄者ばかりでその日暮しに草木の掘根が食用に充てられ、(6)女子も女の仕事などに携わるゆとりはなく、男と共に焼畑稼ぎに追われている。

(7)それでも生活はきわめて困難で、先年から収穫不能に陥って餓死に瀕した時は、相良藩に助命のため借用を願い出たから、藩では吟味して貸渡したこともある。(8)総じて椎葉山中は、畑畠と焼畑に育つ茶が渡世の主柱である。その茶は六月までに仕舞って山中へ入り込んでくる商人に売るかまたは他領へ売り出す。秋の収納は雑穀物ばかりで湯々の食用にしてしまふ。』となつてゐる。このようなきびしい現地認識を持った兩人は、翌延享四丁卯年江戸に上り、勘定所と「御年貢運上」新設の手続きを介して種々交渉を重ね、約二カ月間も粘つた。そして初年度分の手続きが事務的におくられて茶の収入期を外したことから、この年度分はどんなに工面しても、一度に納めることは不可能であるという建前を勘定所に承認させ、四カ年々賦納めに成功した。幕府側としても従来無年貢地であつた椎葉に新しく年貢や運上銀を課するのであるから、初めは屋舗并畑畠分米として名目ばかりの軽少な負担にとどめてゐる。その額は御年貢米六石三斗一升九合三勺二才と鉄炮并畑茶運上銀一貫九十八匁四分四厘であつた。ただし「尤土地茂広家居村数茂多稼之品茂有之事候間此上無間断被致吟味段々御年貢運上相増候様可致候」^⑩と爾後への対策方針が示されているのは見逃がせない重要事である。

(4) 寛延三年(一七五〇) 増上納申し渡し

「寛延二己巳年椎葉山為見分御普請役兩人被差越見分相濟翌年春増上納之儀被仰渡候」^⑪とある。別の資料では「寛延二年己巳自江府見分使下向自是貢品高倍増」^⑫とある。これはさきの延享三年の御年貢運上新設からわずかに四年目で、早くも幕府が見分使を出したことになる、前項の末尾に記した「無間断被致吟味……」の意図が如何にきびしいものであつたかを示している。その反面には、幕府側からみれば、延享三年の上納新設は、名目ばかりの低負担にとどめたつもりであつても、山中の住民がこれに対してどんな反応を示すかには、幕府当局も一抹の不安を禁じえ

なかつたであろう。それが実施されて兩三年は兎にも角にも事なくすんだ。だからといって、このたび(寛延三年)の増上納が決定してもなお、椎葉山中が平穩に済むという自信は幕府側にも持てなかつたらしい。そこで増上納実施の年である寛延三庚午年四月には、「椎葉山中之者共帯刀取揚之儀御勘定所へ被仰渡候」^⑧であつた。これこそ増上納に反対する山中勢力が予想され、それが不測の実力行使に發展する可能性に備えて、予めその対策をたてたものと解すべきであろう。ただし、これに関しては、さらに相良藩が巧みにこの事を利用して、増上納の達成に資したと判断される賢策が採られて興味深いものがある。「椎葉山之者帯刀一件」^⑨によると、宝曆十四甲申年四月、人吉藩は、「去る寛延三庚午年に椎葉山中に対して帯刀停止令が発せられているが、若しや今でも大庄屋や名主で苗字帯刀している者があるなら、その訳を書き出すように」との幕命を受けた。そこで藩では、これに依つて大要次のような趣旨の書付けを提出し、その主張が認められている。即ち「椎葉山中の者どもが帯刀していたのは、当藩が支配を仰せ付かるよりも以前からのことであるから、今になって取揚げて土百姓扱いにすれば、彼等は生活の苦しみに加えていよいよ氣落ちすることであろう。それも幕府の威光で無理に申付けるならば、如何ようにも彼等を畏れさせることはできる。しかしそれよりも少しでも彼等にはげみを持たせて年貢に出精させたいと考えるから、是迄通り帯刀の儀は差しゆるし下されたい。」というのであつた。その結果、幕府としては人吉藩まかせということに落ちつき、椎葉山中の苗字帯刀は続けられることになつた。藩としては、椎葉に恩を売つて年貢増による変事などの起るのを未然に防ぐ策に出たものというべきだろう。

ところで、この増上納が具体的にどれだけの数量であつたかについては、わずかな関係資料はあるけれども、適確な判断を下すに足る資料が見出せない。まず宝曆六丙子年(一七五六)五月の奥書をもつ「椎葉山高附」^⑩によると、

山中の高合四拾八石七斗三升貳合であり、山中八拾四ヶ村別の内訳まで整然と記されている。この数値は七十二年後の文政十一戊子年（一八二八）記載の「椎葉山中年々上納銀高寄帳」の中に「宝曆三癸酉年御定面」として記された御年貢米九石七斗四升六合四勺の基本高^⑧として採用された石高に当る。もう一つの関係資料は、寛延四^{辛未年}（一七五二）七月の「椎葉山下松尾村焼畑見取御年貢米代銀上納帳」で、下松尾村組拾八ヶ村別に、焼畑面積、同枚数、その御年貢米、代銀および込銀が記され、その合計額は焼畑面積一五七町三反七畝一八歩、枚数一五〇九、御年貢米二二石六斗一升一合六勺、代銀一貫二九六匁六分九厘六毛、込銀三匁六分一厘三毛となっている。この資料は表題に示しているように、椎葉山中四ヶ組の一つである下松尾村組だけのもので山中全体にわたる記載ではない。にもかかわらず、「椎葉山高附」が山中全体で高四拾八石余にすぎないのに、こちらは下松尾村組だけで、御年貢米が二拾壹石六斗余に達し、文政十一年の「椎葉山中年々上納銀高寄帳」の中で宝曆三年御定面（免）とされた御年貢米九石七斗余を大きく上廻っている。しかもこの「……代銀上納帳」は「椎葉山高附」よりも五ヶ年前のものである。以上のような資料間の不一致は、「椎葉山高附」は郷帳と同様に表高を現わし、「……代銀上納帳」は実際に上納した額を示した現高的性格を現わしているものと解することによって納得できるのではあるまいか。だから筆者は「……代銀上納帳」の内容が実際の年貢負担に近い数値を示したものと考える。

(5) 宝曆三癸酉年（一七五三）御定面（免）

文政十一戊子年の「椎葉山中年々上納銀高寄帳」のはじめに、「山中村々上納銀高寄覧」として、

一 銀五百八拾四匁七分八厘四毛

御年貢米九石七斗四升六合四勺代

但御定直段米芫石ニ付銀六拾目替

一 同拾四匁九分芫厘三毛

三高掛り銀

内

二 芫匁七分五厘五毛

御伝馬宿入用米貳升九合貳勺四才代

高百石ニ付六升掛り米芫石ニ付銀六拾目替

一 七匁三分芫厘

御藏前入用銀高百石ニ付銀拾五匁

掛り

一 五匁八分四厘八毛

六尺給米九升七合四勺七才代

高百石ニ付貳斗掛り米芫石ニ付銀六拾目替

一 同五百九拾五匁

鉄炮五百九拾五挺役銀

但芫挺ニ付芫匁宛

右者宝曆三癸酉年御定面。

以上の記述がある。これらの記載内容は前項で考察した関係に照して、新しく加増したものはないから、その意味ではこの項を設ける必要もないだろう。しかし延享三年以来、御年貢米、連上銀上納という形式ではじまった椎葉山中の貢税負担が、この時期から石高に対する定面(免)制の貢租形式に切り替えられたと認めうる点でやはり特定の意義が見出されるのではあるまいか。

(6) 文政十一戊子年（一八二八）焼畑高入れ

前項にも記した文政十一年の「椎葉山中年々上納銀高寄帳」によると、その年の御改御定高というのは次の通りである。

一 銀六貫四百九拾七匁四分八厘壹毛

御年貢米百八石貳斗九升壹合貳勺六才代

但御定直段米壹石ニ付銀六拾目替

一 同百六拾五匁六分八厘六毛

三高掛り銀

内

一 拾九匁四分九厘三毛

御伝馬宿入用米三斗貳升四合八勺八才代

高百石ニ付六升掛り米壹石ニ付銀六拾目替

一 六拾四匁九分七厘五毛

六尺給米壹石八升貳合九勺貳才代

高百石ニ付貳斗掛り米壹石ニ付銀六拾目替

一 八拾壹匁貳分壹厘八毛

御藏前入用銀高百石ニ付銀拾五匁

掛り

一 同貳拾匁七分九厘

新田見取御年貢米三斗四升六合五勺代

米壹石ニ付銀六拾目替

右者此節御改御定高

これに前項にあげた宝曆三年御定面の各項目をそれぞれ加えたものが、此の文政十一年の貢税負担額の総計かと思つたら、実はその他に次のものが付加されている。

外

一 銀三匁貳分八厘

御年貢米代并高掛り銀

鉄炮役込銀

一 同五拾九匁三分八厘貳毛

上納銀高十歩一小玉銀納之儀明和元甲申年

被仰出候之増銀并此節御高入ニ相成候分加増

尤元帳面ニハ一々不記之此高寄四掛リニ割付小割者役人ノ

割合取納之上上納之筈

一 同拾八匁五分壹厘七毛

焼畑御年貢米代込銀

但此込銀ハ先年ノ之通ニ而増減無之

一 同壹分六厘七毛

新田見取御年貢代

込銀此節ノ相増

一 同八拾壹匁三分四厘六毛

これを加えて合七貫九百六拾目が文政十一年の椎葉に課せられた貢租負担の全額である。これを宝曆三年迄の貢租負担額と比べると、実に六・六倍余の増大である。そしてこのような大幅増加をおこした最大の根拠は、それまで焼畑が見取御年貢として軽い負担で済んでいたものを、この時から「是迄之見取焼畑此節御高入相成」となったことにある。

る。その分としての高五百四拾壹石四斗五升六合三勺で、免貳ツの計算で御年貢米が百八石貳斗九升壹合貳勺六才に当り、その代銀が実に六貫四百九拾七匁四分八厘壹毛に達したのである。その外に新田見取御年貢の新設（新田見取場面積、田三町四反六畝拾五歩、その取米三斗四升六合五勺、代銀貳拾目七分九厘）やその込銀（壹分六厘七毛）の増加、或は明和元甲申年（一七六四）に創設された小玉銀（上納銀高十歩一税で銀五拾九匁三分八厘貳毛）など幾つかの名目の新設や増加分が加算された一切合切の結果（宝曆三年分も含む）が銀七貫九百六拾目となつていたのである。この数値に対比しても、この年焼畑高入れによる年貢米代銀の六貫四百九拾七匁四分八厘壹毛というのが、どんなに大きな比率を占めるかを改めて痛感させられるのである。さてこれを椎葉山中四ヶ村組についてみると次の通りとなる。

大河内村組拾六ヶ村

銀壹貫五百拾五匁五分壹厘壹毛

下松尾村組拾八ヶ村

銀貳貫八百六拾四匁四厘六毛

向山村組拾壹ヶ村

銀壹貫三百七匁六分貳厘七毛

下福裏村組三拾九ヶ村

銀貳貫貳百七拾貳匁八分壹厘六毛

これを負担率に直すと、大河内村組約一九%、下松尾村組同三六%、向山村組同一六%、下福裏東村組同二九%で、この比率は大体四ヶ村組の当時における経済的実力の表示とみることもできよう。以上で椎葉山中に焼畑検地帳が備えられるまでの経緯を述べるに当って、内容の概括的な一部にもふれたが、さらにその具体的な内容分析は稿を改め

て開陳しよう。

- ① 井口文書第五号ノ二、及び藤南相良系譜二十代長毎条
- ② 井口文書第五号ノ二
- ③ 椎葉村史七四頁
- ④ 同右
- ⑤ 相良近世文書三〇号
- ⑥ 同右及び徳川実紀九〇〇〜九〇一頁並に日向地誌
- ⑦ 椎葉村史九三頁及び藤南相良系譜
- ⑧ 椎葉村史八八頁
- ⑨ 藤南相良系譜(頼央之部、頼完之部、福将之部、長泰之部)及び井口文書第五一二
- ⑩ 井口文書第五一二
- ⑪ 相良近世文書第四〇七号
- ⑫ 同右
- ⑬ 椎葉山御年貢并諸運上被仰出候ニ付兩人山中検見被仰付江戸御勘定所江罷出諸品相伺御答之記(井手源駄左衛門、西善右衛門兩人御答之記)
- ⑭ 井口文書第五一二
- ⑮ 井手源駄左ヱ門、西善右ヱ門兩人御答之記
- ⑯ 同右
- ⑰ 井口文書第五一二
- ⑱ 藤南相良系譜(志摩守頼峯之部)
- ⑲ 井口文書第五一二
- ⑳ 笹刈家文書

②① 相良近世文書第二二三号
免二ツとして算出される。